

おわりに

今回、裁判所や法律事務所、司法書士事務所等を訪問してみて本当に良い体験をすることができました。青森地方裁判所で実際に裁判を傍聴することができ法廷での独特な雰囲気には圧倒されました。また、検察官の方にその裁判について説明してもらい、ひとつの裁判を見ていてもいろいろな問題や課題があることを実感しました。弁護士や司法書士の方々のお話を生で聞くことは教科書や新聞に書いてあることよりも説得力があり、実際に会って直接お話を聞くことがこんなにも良い経験になるとは思いませんでした。

いろいろな方々からお話を聞いてそれをメモし、調査レポートの形にまとめあげる作業は大変でしたがこういった機会に恵まれることは大学生活ではなかなかないと思いますので経験できたことに感謝したいです。
(安齋 嘉章)

私は2007年9月に青森県と秋田県大館市の司法機関・行政機関を訪問して、実際に現場に行ってみないと分からない様々なことを知ることができたと思います。特に、私が担当した大館市のことについては、自分の住んでいる町のことなのに新しく知ることが多々ありました。以前まで裁判所に対しては閉鎖的なイメージがあったのですが、実際に訪問してみて職員のお話を伺い利用者の方の意見を聞くためにアンケートを実施していると聞き、考えていたより開放的な機関であることがわかりました。

今後また実際の現場がどのようなものかを知るために、各地の司法機関や行政機関を訪問してみたいと思いました。
(石岡 真佑子)

今回、ゼミの活動を通してさまざまな職業の方にお話を伺いことができ、その調査結果をこのような形にまとめることができ本当にうれしく思います。

私はこれまで裁判所に行ったことも、弁護士事務所に行ったこともありませんでした。そんな私でも今回の調査ではたくさんを知ることができ、調べていくうちに興味が広がりました。裁判所や検察庁、法テラスや弁護士・司法書士事務所など司法に関するさまざまな所を訪問しお話を聞くことで、司法に携わる人々の責任の重さや仕事にかける思いを感じるとともに、地域の需要の多さも感じました。また、個人的に訪問させていただいた八戸のたいよう総合法律経済事務所については、お話を伺ったりアンケートに回答していただいたりと全面的にご協力していただき、異業種間協働型事務所という新しいスタイルの事務所についても知ることができました。

私はこの活動に参加して司法について知ることができたのはもちろんですが、身近なところで司法を感じられたのが一番の収穫だったように思います。普段自分たちには程遠いように感じられる司法ですが、現実には誰にでも身近なものになる時がくるかもしれません(例えば裁判員制度の導入があります)。そんな時にこのゼミでの活動が私自身にはもちろん、この調査報告をご覧になった方々にも役立てばと思います。

終わりに、ご指導くださった飯先生、一緒に活動しているゼミの仲間、私たちを温かく迎えてくれた訪問先の皆様、本当にありがとうございました。
(石田 絢子)

今回の調査で、私は初めて法律事務所や法テラス、検察庁などを訪問しました。普段はなかなか行く機会のない場所だけに、とても貴重な体験をさせていただけたと思います。また、実際に裁判を傍聴できたことも大変勉強になりました。傍聴した裁判について検察官の方に自分の意見を述べたり、弁護士の方や裁判官の方などに質問できたことも、とても良い経験となったと思います。全体を通して大変充実した調査となりました。協力してくださった皆様、本当にありがとうございました。(木下 美穂)

この裁判法ゼミナールに所属してからの1年間、春は青森県地方裁判所弘前支部を訪問し、前期を通しては調査先の下調べ、夏に実際に様々な施設を訪れ、後期で調査を報告書にまとめてきました。1年という長い期間で1つの報告書を制作したことはなく、完成した報告書には愛着が湧いています。

私の場合、中途半端な知識のみで報告書を作成し始めてしまったため、飯先生や調査を受け入れてくださった施設の方などに多大なご迷惑をかけてしまい、大変反省しました。しかし、物事に取り掛かる上で欠いてはいけないことを教えていただくことができ、とても感謝しています。

このゼミに所属してたくさんの施設を訪問し、貴重な体験をできたことをとても嬉しく思っています。実際に裁判を傍聴したことで、2009年から始まる裁判員制度について今までより深く考えるようになったり、弁護士さん等法曹界に身を置く方々のお話を聞いて司法過疎という問題が身近にあることを実感したりしました。人々の快適な暮らしを、裁判所や検察庁、弁護士事務所、児童相談所等の方々が支えてくださっているという事実を、今回WEB上で報告書を公開することで、広く一般の人々に伝えられればと思います。

(工藤 珠代)

私が裁判法ゼミに所属したいと思ったのは、まず裁判員制度に興味があり勉強したいと思ったことと、青森県の司法状況を知るために教室を飛び出して司法現場に調査に行けることを魅力に感じたからでした。そして今回、青森県のみならず、秋田県まで調査の足を伸ばし司法関連施設を訪問し、普段生活している上では得られない貴重な経験をすることができました。

裁判所、検察庁、法律事務所、法テラス、司法書士事務所、市役所、児童相談所、と多岐にわたって訪問したなかでどこにおいても有意義な調査ができました。その中で特に印象に残っているところは報告書の担当部分であった青森地方裁判所本庁はもちろんですが、一番強い印象を与えられたのは検察庁の刑事裁判傍聴プログラムでした。それまでは、裁判を傍聴したことがなかったのですが、実際の裁判の雰囲気を感じ取ることができとても良い刺激になりました。しかし、その思いと同時に裁判員制度が導入された際には今回傍聴した事件よりも一般市民は、ずっと重大な事件に関わらなければならないのかと思うと不安を覚えてしまったことは事実です。これは一般市民なら誰もが感じてしまってもおかしくないことだと考えます。私の報告書には記載していないことなのですが、今回の調査で得たことと調査以外で勉強してきたことを通じて様々な対応策が練られているようだとわかったので、これからの推移に期待したいと思っています。

調査全体を通しての感想としては、机に向かって勉強しているだけではわからない司法

に関わっている人がどのような考えを持ち市民のために働いているかということ、そしてその人が行動している背景にどのような制度があるのかがわかりとても勉強になりました。

この調査に協力して下さった方々にここで改めてお礼を申し上げます。（高谷 茉莉子）

私は、今回のゼミの活動に参加できて本当に良かったと思います。今後の良い人生経験になりました。社会に出て働きだすと、なかなかこのように各地の裁判所や法律事務所などを訪れてお話を聞くという事はできないと思うので、非常に貴重な体験だったと思います。これから裁判員制度が始まって、もし自分が裁判員に選ばれたとしても、他の人たちよりは少しは司法について基礎知識があるほうになれたのではないかと思います。多くの人々と触れ合えて、学べたことをこれからの人生で役立てていきたいと思っています。

（田口 千容）

裁判法ゼミで一年間活動してきましたが、普通に大学生活をしていたのではなかなかできないような経験をさせていただくことができたように思います。大学で講義を聴いているだけではなかなか知ることのできない実態を実際に見学させていただくことで垣間見ることができました。

司法の分野は現在改革の真只中にあり、今後の動向が気になる分野であります。そのため今後ともこの分野に注目していきたいと思っています。

最後に、飯先生をはじめゼミ生の皆さん一年間ありがとうございました。何かとご迷惑をかけることもあると思いますが今後とも宜しくお願い致します。（永島 賢）

裁判法ゼミナールにおいて、司法に関わる方々に訪問調査できたことが、また、私個人としては、2年連続して訪問調査を行うことができたことが、大変有意義であったと思います。

特に、私の修士論文のテーマとして「裁判員制度」を掲げたこともあり、それに携わる法曹三者である裁判官・検察官・弁護士、さらに諸関係の方々にお話を伺うことができました。裁判員制度の開始が2009年5月に迫る中、この2年間で種々の対応についてお話を伺うことができ、また、この1年間での変化等を伺えたことは、よかったと思います。

さらに、2006年10月より開設された法テラス等、新制度の運用実態について、この2年間で様々なお話を伺うことができました。

裁判員制度において、本年（2008年）より裁判員選任手続の開始や2009年より被害者公判参加制度の導入もあり、今後、さらなる法曹三者の対応を裁判法ゼミナールにおいて調査研究することも面白いのではないかと思います。

最後になりましたが、今回、このような訪問調査を企画・設定してくれた飯考行先生、並びに私たちの訪問調査にご協力していただきました裁判所・検察庁・各法律事務所等の方々に感謝を申し上げます。（五日市 健佑）